

「批判的・論理的思考力テスト（総合問題）」解答例

問1 単独親権の国

問2

- ・元夫との間に親権をめぐる争いが発生した場合、元夫の国の言語が母語でないと、言語（コミュニケーション）上、不利になる可能性があるから。
- ・母国以外で裁判や取り調べを受けることへの不安が推測できるから。
- ・外国人である自分に対する差別意識や差別待遇が推測されるから。

問3

- ・国際結婚・離婚が増加する中、問題解決の国際ルールを共有するためにはハーグ条約の締結が必要であること。
- ・子どもを連れ去った方が法的に有利という現状があり、これを放置すべきではないこと。
- ・条約を締結しなければ、諸外国から、日本は子どもの「連れ去り」を擁護する異常な国と見なされること。

問4

データ①によれば、主要先進国でハーグ条約に加盟していないのは日本だけである。また、データ②からは、子どもの「連れ去り」に関して米英を中心とする主要先進国から日本にクレームが来ていることが分かる。これを放置すれば、日本の国際的孤立化を招き、国益を大きく損なう可能性がある。したがって、条約締結を急ぐべきである。ただし、日本人保護の観点から国内には慎重論もあり、特に子どもの「連れ去り」問題への対応など、国内の環境整備と関係国との調整を事前に行う必要がある。

データ①によれば、条約締結国のほとんどはキリスト教国である。また、アジアの締結国は非常に少ない。つまり、キリスト教国と非キリスト教国、およびアジアとその他の地域では、離婚、親権、面会権などに関する考え方が異なる可能性がある。したがって、日本と欧米諸国との間では離婚、親権、面会権などに関する考え方が異なることが想定される。

データ②によれば、欧米諸国の男性と日本の女性との国際結婚・離婚は日本人の国際結婚・離婚の全体から見れば少数にすぎない。その少数事例の中で子どもの「連れ去り」問題がとりわけ多く発生している。したがって、日本と（元）夫が住む欧米諸国との間で離婚、親権、面会権などに関する考え方が異なることが想定される。また、離婚、親権などに関する考え方が異なれば、それに関連する法律も異なると考えられる。

以上のように、日本の国益を考慮すれば、ハーグ条約の締結を急ぐ必要がある。ただし、そのためにはまず、日本と米英を初めとする欧米主要国との間の離婚、親権、面会権などに関する考え方とそれらに関連する法律を調査し、比較・検討する必要があるだろう。

問5

- ・日本と諸外国の離婚後の親権・監護権に関する法律の違いが分かる資料
(理由) 「連れ去り」問題の原因・背景や日本が条約に加盟した後の対応策を検討するため
- ・日本と諸外国の離婚後の親権・監護権に関する意識・認識の違いや文化的な背景の違いが分かる資料
(理由) 「連れ去り」問題の原因・背景を検討するため、日本が条約に加盟した後の対応策を検討するため
- ・外国政府から日本政府に対して提起されている子の「連れ去り」事案等の件数のより詳しいデータや提起されている連れ去り事案の総数が分かる資料
(理由) データ③で挙げられた国以外から提起されている「連れ去り」事案数や総数によって、③のデータをより客観的に評価するため
- ・ハーグ条約の仕組みが分かる資料
(理由) 条約の仕組みを正確に理解するため
- ・ハーグ条約締結国と未締結国の間で発生している「連れ去り」問題の数と内容が分かる資料
(理由) 条約の締結、未締結によって「連れ去り」問題の発生に差が出るのかを確認するため
- ・未締結国の間で発生している「連れ去り」問題の件数と内容が分かる資料
(理由) 日本人の関与する「連れ去り」問題と比較・検討するため
- ・日本人男性と外国人女性との間で発生した離婚後の子ども「連れ去り」問題の発生件数およびその内容が分かる資料
(理由) 外国人男性と日本人女性との間で発生した離婚後の子ども「連れ去り」と比較・検討するため
- ・ハーグ条約発効後30年間に発生した「連れ去り」関係の争いについて、その件数と内容(年ごと、国ごと)が分かる資料
(理由) 「連れ去り」によって生じた争いの実態(件数、内容)を把握するため
- ・条約締結国間で子どもの返還が拒否された事例の件数と内容が分かる資料
(理由) 日本人の関与する「連れ去り」問題と比較・検討し、日本が条約に加盟した後の対応策を検討するため
- ・子どもの「連れ去り」事案の具体的な内容(日本人関連)が分かる資料
(理由) 「連れ去り」問題の原因・背景を検討するため
- ・海外のDV被害対策の実情が分かる資料
(理由) 日本が条約に加盟した後の対応策を検討するため(子どもの返還が実施された場合、戻された子どもが親のDVから保護されるかどうかを確認するため)

など